

岐阜県公報

号外 (2) 平成二十九年八月二十八日

監査委員告示

目 次
監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監査委員)
(同)

六 一 ページ

岐阜県監査委員告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十九年七月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十八日

岐阜県監査委員	岐阜県監査委員
杉 藤	山 松
山 本 岡 田	山 本 岡 田
祐 良 正	祐 良 正
子 寛 泉 人 徹	子 寛 泉 人 徹

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数	
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項
知事直轄	1	0	1	1
総務部	—	—	—	—
清流の国推進部	2	1	1	2
危機管理部	4	3	0	4
環境生活部	5	1	1	3
健康福祉部	1	0	1	1
商工労働部	—	—	—	—
農政部	11	6	5	12
林政部	5	1	0	1
県土整備部	1	1	0	2
都市建築部	5	0	1	2
県事務所	—	—	—	—
教育委員会	12	4	2	7
警察本部	1	1	1	3
その他	—	—	—	2
合計	48	18	13	38
	22	15	15	1

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項
- ・指導事項

是正又は改善を求める事項

是正又は改善を求める事項

結果として本庁の所管課に付し是正若しくは改善を求める事項又は現地機関の監査の施機関数とは一致しない。

「—」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、27機関において、22件の指摘事項及び15件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。また、1機関において、1件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。

1 知事直轄（1機関）

実施機関名	実施年月日
広報課	平成29年7月25日

【監査の結果】

次のことおり指導する事項があった。

監査の結果、27機関において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、2件1,614円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

2 清流の国推進部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
地域スポーツ課	平成29年7月31日	競技スポーツ課	平成29年7月31日

【監査の結果】

次のことおり指摘又は指導する事項があつた。

機関名	区分	内 容
危機管理政策課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料37,368円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
防災課	指摘事項	物品の管理制度において、次の不適正な事項が認められたので、今後は物品管理制度の一層の徹底を図ることとともに、再発防止に努められたい。 1 岐阜県消防無線モニター発信装置(239,990円)を失していた。
消防課	指摘事項	現物を確認できない物品があった。 2 旅費の支出事務において、宿泊料の種算を誤ったことにより、1件980円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。

【監査の結果】

次のことおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
指導事項	内 容	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、2件1,614円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指摘事項	内 容	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した4時間を別の勤務日に割振り変更を行った場合、週休日だった日及び勤務日だった日とともに勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきと

平成29年8月28日

岐阜県公報

ころ、当該勤務日だった日について週休日の支給割合を適用していたことにより、1件 912 円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

4 環境生活部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境企画課	平成 29 年 7 月 27 日	廃棄物対策課	平成 29 年 7 月 24 日
環境管理課	平成 29 年 7 月 27 日	岐阜地城環境室	平成 29 年 7 月 24 日
美術館	平成 29 年 7 月 28 日		

【監査の結果】

次のとおり指摘、指導又は検討を求める事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜地城環境室	指導事項	週休日の振替等の手続において、4時間の勤務時間の割振り更り振りることをやめた時間を再度割り振ることはできないにもかかわらず、これをを行っていたので、今後は適正に処理されたい。
美術館	検討事項	公務中の交通事故 1 件について、損害賠償金として 2,327,486 円の費用負担が発生し、また、修繕料 430,000 円（うち相手方負担分 64,500 円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
農政課	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不正事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 わらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1 件 2,223 円が過払となっていた。 2 支拂時間を除いた時間について夜間勤務手当を支給すべきところ、これを含めて支給していたことにより、1 件 556 円が過払となっていた。
農業経営課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料 71,280 円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

公務中にノート型パソコンを損傷させた 1 件の毀損事故について午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当の支給をしていなかったことにより、1 件 1,711 円が支払不足となっていたので、速やかに措置とともに、今後は適正に処理されたい。

時間外勤務手当等の支給事務において、次の不正な事項が認められたことにより 4 件 10,189 円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当

たので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

6 農政部（11機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農政課	平成 29 年 7 月 28 日	検査監督課	平成 29 年 7 月 18 日
農産物流通課	平成 29 年 7 月 18 日	農業経営課	平成 29 年 7 月 26 日
農産園芸課	平成 29 年 7 月 21 日	畜産課	平成 29 年 7 月 21 日
農村振興課	平成 29 年 7 月 26 日	里川振興課	平成 29 年 7 月 24 日
農地整備課	平成 29 年 7 月 24 日	岐阜農林事務所	平成 29 年 7 月 7 日
中濃農林事務所	平成 29 年 7 月 11 日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 門 名	区 分	内 容
希望が丘こども医療福祉センター	実施年月日	平成 29 年 7 月 28 日

			が支給されているものがあった。
			2 1週間の所定労働時間ご休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していた。
			3 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これが超えていたとして時間外勤務手当を支給していた。
畜産課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に對して時間外勤務手当を支給すべきところ、これを支給していないかったことにより、2件19,886円が支払不足となっていたので、速やかに措置するなどもに、今後は適正に処理されたい。	
農村振興課	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給したことにより、1件2,612円が過払となっていた。 2 週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していないかったことにより、2件4,452円が支払不足となっていた。	
指導事項	鳥獣害対策サミット開催事業委託業務の契約事務において、業務が完了した旨の通知を受けた日から10日以内の日に行わなければならぬ完了検査が、15日後に行われていたので、今後は適正に処理されたい。		
里川振興課	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより1件4,415円が過払となっていた。 2 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給していたことにより、休日勤務手当1件11,791円が支払不足、時間外勤務手当2件17,466円が過払となっていた。	

8 県土整備部（1機関）

実施機関名	実施年月日
古川土木事務所	平成29年7月13日

【監査の結果】		
次のとおり指摘する事項があつた。		
機 関 名　　古川土木事務所	区 分	内 容
指摘事項		小型ロータリー除雪車の調達に係る契約事務において、予定価格が160万円を超えているにもかかわらず、競争入札を行うことなく電子闘議による随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。

【監査の結果】		
次のとおり指摘する事項があつた。		
機 関 名　　古川土木事務所	区 分	内 容
指摘事項		道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として301,738円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

中濃農林事務所	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の墜落事故について、修繕料58,633円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
---------	------	--

7 林政部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
林政課	平成29年7月20日	恵みの森づくり推進課	平成29年7月19日
県産材流通課	平成29年7月18日	森林整備課	平成29年7月19日
治山課	平成29年7月18日		

9 都市建築部（5機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
建築指導課	平成29年7月25日	水道企業課	平成29年7月20日
都市公園課	平成29年7月25日	公共交通課	平成29年7月26日
流域浄水事務所	平成29年7月10日		
【監査の結果】 次のとおり指摘する事項があった。			
機 関 名	区分	内 容	
都市公園課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した時間について、支給割合を誤ったことにより、1件7,777円が支払不足となつてていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
指導事項		雇員の給与事務において、所管の市町村に個人住民税に係る給与支払報告書を提出すべきところ、これまで行っていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
10 教育委員会（12機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
学校安全課	平成29年7月27日	学校支援課	平成29年7月27日
特別支援教育課	平成29年7月31日	体育健康課	平成29年7月25日
岐阜商業高等学校	平成29年7月28日	岐阜工業高等学校	平成29年7月7日
各務原西高等学校	平成29年7月10日	岐阜農林高等学校	平成29年7月28日
斐太高等学校	平成29年7月13日	飛驒神岡高等学校	平成29年7月14日
岐阜盲学校	平成29年7月7日	飛驒吉城特別支援学校	平成29年7月14日
【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があつた。			
機 門 名	区 分	内 容	
特別支援教育課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件4,588円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
体育健康課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えてい、	
11 警察本部（4機関）			
実施機関名	実施年月日		
岐阜中警察署	平成29年7月11日		
【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があつた。			
機 門 名	区 分	内 容	
岐阜中警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として10,909円の費用負担が発生し、また、修繕料5,480円（うち相手方負担金2,592円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい、	
指摘事項		時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を超えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、5件16,773円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
指摘事項		公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故（修繕料相当額213,977円）が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	

岐阜県監査委員告示第二二二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十一項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

立歷二十九年二月

岐阜県監査委員
岐阜県監査委員
岐阜県監査委員
岐阜県監査委員
岐阜県監査委員
杉 藤 山 松 篠
山 本 岡 田
祐 良 正
子 寛 徹

1 平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

区分	監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*		未措置 (+増減)
			C	A-B-C	
団体	出資・出捐団体	A	B	0	0
	指摘事項				
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指定管理者者	0	—	—	—
	計	1	1	0	0
	出資・出捐団体	11	5	5	1
	指導事項				
	補助金等交付団体	1	0	0	1
	指定管理者者	3	2	0	1
	計	15	7	5	3
検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指定管理者者	0	—	—	—
	計	0	—	—	—
	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指定管理者者	0	—	—	—
	計	0	—	—	—
	指摘事項				
	補助金等交付団体	0	—	—	—
所管機関	指定管理者者	0	—	—	—
	計	0	—	—	—
	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	0	—	—	—
検討事項	指導事項				
	補助金等交付団体	1	0	0	1
	指定管理者者	3	1	1	1
	計	4	1	1	2
合計	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指定管理者者	0	—	—	—
計		0	—	—	—
合計		20	9	6	5

※平成29年7月28日に知事から通知があったもの
(注) 調査結果の区分については次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項：是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

(单位：件)

2

財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
清流の国づくり政策課 文化伝承課	一般財団法人岐阜県国際交流センター	平成27年度の決算において、定期預金を他の金融機関に預け替えた際に発生した預通預金利息が財務諸表に計上されていなかつたので、今後は適正に処理されたい。	当該法人から、以下のとおり報告を受け、確認した。 当該利息については、平成28年度において過年度収益修正として計上し、決算処理を行った。また、平成28年度以降、同様の計上漏れを防止するため、決算時の財産目録において、全ての預金口座の金額を記載することとした。
清流の国づくり政策課 文化伝承課	一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財团	平成27年度の決算において、平成25年度に賃業として処理をした固定資産2件が存在しているとして固定資産除却修正を行っているが、うち1件については存在しておらず、誤った修正を行っていたので、速やかに備置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 固定資産で計上されていたトラクターについては、会計士の指導により平成28年度決算において、経常外費用の固定資産除却損にて処理を行い、定時理事会(平成29年3月13日開催)及び定時評議員会(平成29年3月15日開催)にて報告、説明を行いました。 今後、廃棄処理及び現物確認を確実に行っていきます。
清流の国づくり政策課 文化伝承課	一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財团	現金の管理事務において、募金箱から回収した受取書附金を現金出納帳に記載しているが、今後は適正に処理されたい。	当該事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 合掌基金募金箱のほか現金の管理においては、日計表の保管を含め現金出納帳への記載を行っていきます。
清流の国づくり政策課 文化伝承課	一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財团	白川村への寄附において、理事者が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示して、理事会の承認を受けなければならず、利益相反の関係がある理事は議決に加わることができないが、その認識がなかったため、議決に参加し、出席した理事の全員一致で承認していいたので、今後は適正に処理	当該法人から、以下のとおり報告を受け、確認した。 当該利息については、平成28年度において過年度収益修正として計上し、決算処理を行った。また、平成28年度以降、同様の計上漏れを防止するため、決算時の財産目録において、全ての預金口座の金額を記載することとした。

(2) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
都市公園課	昭和造園土木・名岐サー ビス JV グループ (岐阜県百年公園(岐阜 県博物館に係る区域を除 <td>岐阜県百年公園(岐阜県博 物館に係る区域を除く。)の管 理運営業務において、県と指 定管理業者が協議してい岐 阜県百年公園の管理に関する 基本協定書(平成27年1月 26日締結。以下「基本協定書」 といいう。)に定められた管理物 件のうち備品である貨物自動 車1台について、基本協定書 締結当初から既に故障し、一 時移設登録簿にもかかわら ず、指定管理業者が管理させて いたので、速やかに措置する とともに、今後は適正に処理 されたい。</br></td> <td>指導を受けた岐阜県百年公 園指定管理業者への貸付備品で ある貨物自動車1台につい て、平成29年2月28日に県 理業者へ新たに貸し付けること も、故障している貨物自動 車1台を貸付対象から外し た。同処理について、平成29 年2月28日付で「岐阜県百 年公園の管理に関する基本協 定書」を変更し、貸付備品か ら抹消した。 なお、故障車両は、平成29 年6月9日付で廃車処分され たところである。 今後は、毎年の備品現物美 査において、県と指定管理業 者との利用状況や使用の可 否など確実に確認し、使用不 能となっている備品は廃棄 処分するよう整理する。</td>	岐阜県百年公園(岐阜県博 物館に係る区域を除く。)の管 理運営業務において、県と指 定管理業者が協議してい岐 阜県百年公園の管理に関する 	指導を受けた岐阜県百年公 園指定管理業者への貸付備品で ある貨物自動車1台につい て、平成29年2月28日に県 理業者へ新たに貸し付けること も、故障している貨物自動 車1台を貸付対象から外し た。同処理について、平成29 年2月28日付で「岐阜県百 年公園の管理に関する基本協 定書」を変更し、貸付備品か ら抹消した。 なお、故障車両は、平成29 年6月9日付で廃車処分され たところである。 今後は、毎年の備品現物美 査において、県と指定管理業 者との利用状況や使用の可 否など確実に確認し、使用不 能となっている備品は廃棄 処分するよう整理する。

平成二十九年八月二十八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社